



画竜点睛のごとく

栗山町議会議長 鷓川 和彦

昨年、日本大震災により、多くの尊い命と日々の穏やかな生活を奪われ、未曾有の被害をもたらした。今もおおむねの被災された方々が不自由な生活を余儀なくされています。姉妹都市であります宮城県角田市においても甚大な被害を受け、町民の皆様には、震災直後より多くの義援金や救済物資の提供を頂き、改めて心から感謝申し上げます。さて、私はこれまで、ふるさと栗山が持つ3つの力、「栗山力」、「共生力」、「町民力」を最大限に活かしたまちづくりに取り組んでまいりました。昨年は、第5次総合計画後期実施計画を基本とし、「自信と誇り」、「責任と自覚」、「信頼と絆」と言う3つの基本目標のもと、子育て環境の充実を図る「子ども・子育て心の相談室」の開設や基幹産業である農業を守る「エゾシカ農業被害緊急対策」、環境にやさしいまちづくりを推進する「炭化処理施設の建設」や地域住民の絆の再生を目指す「自治区の全町設置」に向けた取り組みを進めてまいりました。

町民の皆様、新年明けましておめでとうございます。輝かしい平成24年の幕開けにあたり、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。昨年を顧みますと、未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生し、とても心が痛む1年でした。亡くなられた方に対して心からご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました方、併せて原発事故により非難を余儀なくされている多くの皆様方にお見舞いを申し上げます。この大災害を教訓として、常日頃からの防災対策と自らの防災意識を高めることが非常に大切であることを改めて感じています。一方、本町の基幹産業である農業は、春の低温・日照不足や秋の長雨による影響で、米以外の農産物は品質、収量ともに軒並み大きな被害を受けたことは、誠に憂慮するものがあります。さらに国では、T P P（環太平洋経済連携協定）への参加方針を打ち出しましたが、T P P協定への参加による関税撤廃は日本の農業の衰退や食料自給率の低下のみならず、医療、金融、公共事業、保険、労働市場、食の安全など、さまざまな分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にもかかわる問題です。町議会としては、本町の基幹産業を守る観点から、T P P協定への参加には強く反対してまいります。また商工業では、依然として景気の低迷が続いており、特に駅前通り商店街では老舗の商店が廃業するなど空き店舗が目立ち、本町の経済はいっそう厳しい状況下に置かれております。これまでの商工業政策の徹底的な評価と、活気あふれる本町の商工業の実現のためにも、継続的かつ重点的な政策展開が求め

- 町長 椿原 紀昭
- 副町長 岩田 美春
- 議会 ほか職員一同
- 議員 八木橋 義則
- 議員 友成 克司
- 議員 大井 賢治
- 議員 三田 源幸
- 議員 小寺 進
- 議員 大西 勝博
- 議員 大平 逸男
- 議員 山本 修司
- 議員 藤本 光行
- 議員 榎本 忠彦
- 議員 置田 武司
- 議員 重山 雅世
- 農業委員会 田村 繁則
- 同代理 高山 清明
- 監査委員 谷田 進太郎
- 小寺 進
- 教育委員会 湯地 定暁
- 委員 鈴木 紀元
- 同代理 鈴木 紀元
- 選挙管理委員会 村上 哲
- 委員 村上 哲
- 同代理 砂田 正樹
- 公平委員会 志摩 隆
- 委員 佐藤 俱子
- 同代理 岩部 洋
- 固定資産評価審査委員会 岡嶋 克明
- 委員 新井 房澄
- 同代理 新井 房澄
- 国民健康保険運営協議会 吉田 輝雄
- 同代理 丸山 紘司
- 都市計画審議会 村上 哲
- 会長 村上 哲
- 副会長 榎崎 忠彦
- 社会教育委員 藤井 吉美
- 委員 藤井 吉美
- 副委員長 小川 真寿美
- 副委員長 永池 英彦
- スポーツ推進委員 岡山 典弘
- 委員長 岡山 典弘
- 副委員長 永池 英彦

次代に誇れる 活気のある元気なまちづくりを



栗山町長 椿原 紀昭

新年、明けましておめでとうございます。平成24年の輝かしい新春を、ご家族お揃いで健やかに迎えられたこと、心からお慶び申し上げます。皆様のご支援のもと、私が町政をお預かりして5年9カ月が経過しました。町民皆様には、政策目標であります「思いやりの心がかよう、元気のまちづくり」の実現のため、ご支援ご協力をいただいておりますこと、深く感謝申し上げます。昨年は、日本の観測史上かつて経験したことのない東日本大震災により、多くの尊い命と日々の穏やかな生活を奪われ、未曾有の被害をもたらした。今もおおむねの被災された方々が不自由な生活を余儀なくされています。姉妹都市であります宮城県角田市においても甚大な被害を受け、町民の皆様には、震災直後より多くの義援金や救済物資の提供を頂き、改めて心から感謝申し上げます。さて、私はこれまで、ふるさと栗山が持つ3つの力、「栗山力」、「共生力」、「町民力」を最大限に活かしたまちづくりに取り組んでまいりました。昨年は、第5次総合計画後期実施計画を基本とし、「自信と誇り」、「責任と自覚」、「信頼と絆」と言う3つの基本目標のもと、子育て環境の充実を図る「子ども・子育て心の相談室」の開設や基幹産業である農業を守る「エゾシカ農業被害緊急対策」、環境にやさしいまちづくりを推進する「炭化処理施設の建設」や地域住民の絆の再生を目指す「自治区の全町設置」に向けた取り組みを進めてまいりました。

本年は、私の公約であります自治基本条例の制定に向け、「くりやま自治基本条例をつくる会」との議論を重ね、町民参加のもと真摯に取り組んでまいりました。昨年を顧みますと、未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生し、とても心が痛む1年でした。亡くなられた方に対して心からご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました方、併せて原発事故により非難を余儀なくされている多くの皆様方にお見舞いを申し上げます。この大災害を教訓として、常日頃からの防災対策と自らの防災意識を高めることが非常に大切であることを改めて感じています。一方、本町の基幹産業である農業は、春の低温・日照不足や秋の長雨による影響で、米以外の農産物は品質、収量ともに軒並み大きな被害を受けたことは、誠に憂慮するものがあります。さらに国では、T P P（環太平洋経済連携協定）への参加方針を打ち出しましたが、T P P協定への参加による関税撤廃は日本の農業の衰退や食料自給率の低下のみならず、医療、金融、公共事業、保険、労働市場、食の安全など、さまざまな分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にもかかわる問題です。町議会としては、本町の基幹産業を守る観点から、T P P協定への参加には強く反対してまいります。また商工業では、依然として景気の低迷が続いており、特に駅前通り商店街では老舗の商店が廃業するなど空き店舗が目立ち、本町の経済はいっそう厳しい状況下に置かれております。これまでの商工業政策の徹底的な評価と、活気あふれる本町の商工業の実現のためにも、継続的かつ重点的な政策展開が求め

- 町長 椿原 紀昭
- 副町長 岩田 美春
- 議会 ほか職員一同
- 議員 八木橋 義則
- 議員 友成 克司
- 議員 大井 賢治
- 議員 三田 源幸
- 議員 小寺 進
- 議員 大西 勝博
- 議員 大平 逸男
- 議員 山本 修司
- 議員 藤本 光行
- 議員 榎本 忠彦
- 議員 置田 武司
- 議員 重山 雅世
- 農業委員会 田村 繁則
- 同代理 高山 清明
- 監査委員 谷田 進太郎
- 小寺 進
- 教育委員会 湯地 定暁
- 委員 鈴木 紀元
- 同代理 鈴木 紀元
- 選挙管理委員会 村上 哲
- 委員 村上 哲
- 同代理 砂田 正樹
- 公平委員会 志摩 隆
- 委員 佐藤 俱子
- 同代理 岩部 洋
- 固定資産評価審査委員会 岡嶋 克明
- 委員 新井 房澄
- 同代理 新井 房澄
- 国民健康保険運営協議会 吉田 輝雄
- 同代理 丸山 紘司
- 都市計画審議会 村上 哲
- 会長 村上 哲
- 副会長 榎崎 忠彦
- 社会教育委員 藤井 吉美
- 委員 藤井 吉美
- 副委員長 小川 真寿美
- 副委員長 永池 英彦
- スポーツ推進委員 岡山 典弘
- 委員長 岡山 典弘
- 副委員長 永池 英彦

本年も
よろしくお祈りします



くりやまの自治基本条例をつくる会

町民が考える自治基本条例づくりを目指して

活動中!!

昨年6月から、公募町民12人により活動を開始した「くりやまの自治基本条例をつくる会」では、これまでに11回の会合を持ち、総合計画をはじめとする行政運営の仕組み、住民投票をはじめとする町民参加の仕組みなど、条例づくりの基礎となる課題と論点の整理を進めてきました。また、町議会議員の皆さんとの懇談も行うなど、活発に活動をしています。

●これまでの主なテーマと議論のポイント

テーマ	主な議論のポイント（論点）
総合計画と財政運営 H23年7月14日 H23年7月28日	<p>《総合計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎栗山町のまちづくりの最上位計画として総合計画が必要であり、町民がまちの方向性を理解し、協力してまちづくりを進めるための指針であるべき。 ◎町の様々な課題に対して、町民・議会・行政が十分な議論を重ね、まちづくりの優先順位をつけた計画であるべき。 ◎十分な情報公開を前提に、総合計画審議会はもちろん、各種懇談会、アンケートの実施など、素案づくりの段階から、多様な町民が参加できる機会を充実させる必要がある。 <p>《財政運営》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎町民が町の予算の仕組みを理解できるよう、積極的な情報提供が必要である。（予算内容をわかりやすく説明する資料を作成し、町民に配布するなど） ◎予算・決算の状況はもちろん、予算をつくる過程もわかりやすく公開すべき。
町政への町民参加の仕組み H23年8月11日 H23年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ◎町民が参加してまちづくりの議論を行う前提として、行政の公平でわかりやすい情報の提供が必要。 ◎行政が町民の参加を求める前提として、あらかじめその目的、意見を反映する方法などを明確に示すべき。 ◎公共施設の新設・廃止など、将来的に大きな負担を伴う事業の実施にあたっては、その是非から町民参加で議論するなど、条例で町民参加の機会を保障をすべき。 ◎町民の意見がどの様に採用されたか、採用されなかった場合はその理由は何か、行政は明確に説明する必要がある。 ◎単なる行政の実績づくりではなく、町民が参加し意見を述べやすい場づくりが必要。 ◎町民も責任ある参加と議論が必要。 ◎若年層や女性の参加など、一部に偏らない参加の仕組みが必要。 ◎子どもの発達過程に応じた参加の仕組みが必要。
住民投票制度 H23年11月8日 H23年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ◎本来は議会、行政が町民参加のもと、議論を尽くし、町民の意思決定をするのが基本であるが、それを補完する究極の手法として住民投票制度を自治基本条例に位置づけるべき。 ◎住民投票は、大きなコストを伴うものであり、実施にあたっては慎重な判断が必要なことから、住民投票を行うべき町の重要課題は何か、あらかじめ想定しておくべき。（同時に住民投票になじまない除外事項も検討する。） ◎住民投票の実施にあたっては、町民が正しい判断ができるよう、賛否いずれかに偏らず、公平かつ徹底した情報の提供が必要である。 ◎投票率に応じては効力を失う手法も検討すべき。 <p>*「住民投票制度」とは…地方自治体の住民が、特定の事項について、投票により直接に意思表示すること。住民投票の結果に拘束性は無いが、議会・行政の意思決定に向けた、究極の町民参加手法</p>



つくる会副代表 菊池 鉄男さん（中央1）

「協働のまちづくり」に向けた住民運動が話題になった時から、いつかは栗山町にも自治基本条例が必要であり、つくるべきものと思っていました。町民、議員、町長、町職員が一つのテーブルで協議し、今後のまちづくりを進められたら…。栗山らしさを盛り込んだ条例にするため、多くの町民の皆さんと議論しながら、町民の誰もが理解できる条例づくりの一翼を担いたいと思います。



自治基本条例

24年度より町民議論を本格化

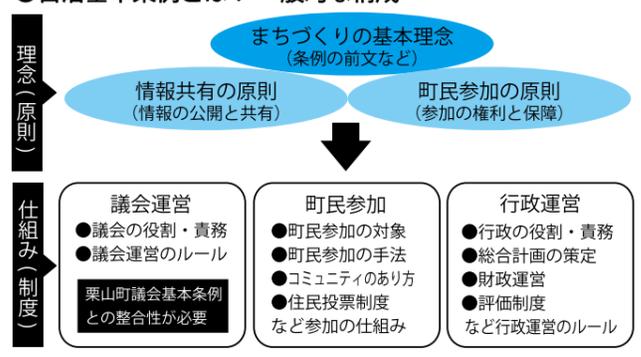
住み良い栗山町をつくる、まちづくりの基本ルールを考える。

町では、自治の主役である町民と、議会、行政の三者が協力し、住み良いまちづくりを進めていくための基本的なルール=自治基本条例の策定に向けた検討を進めています。これまで、公募町民による「くりやまの自治基本条例をつくる会（高橋慎代表）」や町職員の調査研究チームにより、条例検討に必要な基本的な学習や、他自治体の事例研究を行いながら、条例を構成する各項目の論点・ポイントの整理を進めてきました。本年は、その策定に向けた作業を本格化し、3月以降、つくる会との協働でより多くの町民に参加・議論いただける機会を設けていきます。

みんなで作る
まちの憲法

③

●自治基本条例とは？一般的な構成



町民参加によるまちづくりを進めるためには、あらゆる町の情報を共有することから始まります。その「情報共有」を前提に、議会・行政の運営の基本的な仕組みなどを定め、町政運営の基本ルールとするものです。

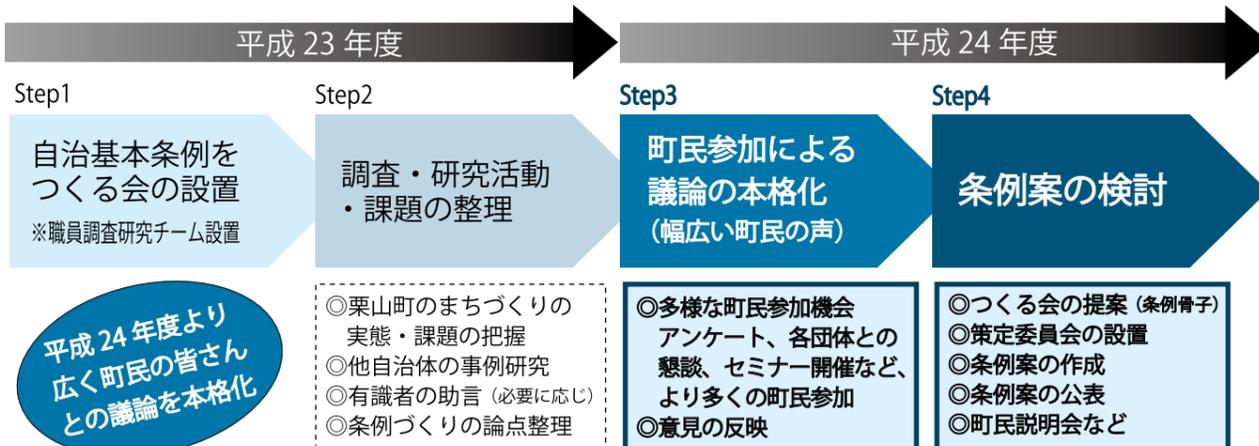
多くの町民の参加を
条例づくりの基本に

昨年7月より、「くりやまの自治基本条例をつくる会」を中心に研究・議論がされ、整理されてきた論点（議論のポイント）をもとに、3月以降、多くの町民の皆さんが条例策定に参加いただける機会を設けていきます。

つくる会との協働により、町政運営に対する町民意識をはかるアンケート調査や、町内会・自治会、各分野の団体の皆さんとの意見交換会、誰でも参加できるセミナーやシンポジウムの開催など、多様な町民参加機会の充実に努めるとともに、町議会とも協議の場を設けながら検討を進めていきます。

この条例策定にあたって最も重要なことは、自治基本条例の必要性や、基本的な内容・構成について、一人でも多くの町民の皆さんにご参加いただき、理解し合い、議論を重ねていくことです。ご支援とご協力をお願いいたします。

最終的には、9月を目途に、つくる会より、多様な町民意見をまとめた提案（骨子）を受け、行政内でも条例策定委員会を設置して条例案の検討を行っていく予定です。



後期高齢者医療制度

「高額介護合算療養費」と
「医療費通知」について



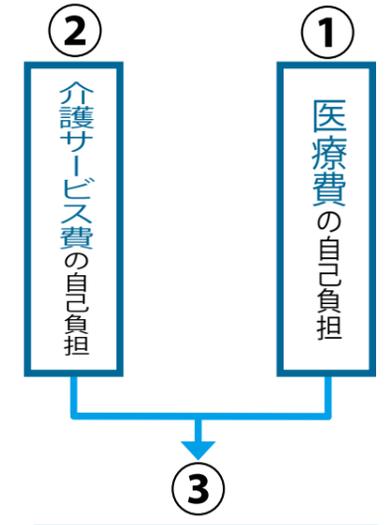
高額介護合算療養費の 制度と申請手続きについて

■高額介護合算療養費とは？

医療と介護の両方を利用して世帯の自己負担を軽減する制度で、同じ世帯の加入者が

- ① 病院にかかったとき
 - ② 介護サービスを利用したとき
- の1年分の自己負担額の合計が、下の表の限度額を超えた場合に「③高額介護合算療養費」として支給されます。なお、町住民福祉課住民保険グループ（②番窓口）への申請が必要となります。

※後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
※支給額が500円未満の場合は支給されません。



【自己負担限度額表】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	67万円
	一般	56万円
1割	住民税非課税世帯 区分Ⅱ（注1）	31万円
	区分Ⅰ（注2）	19万円

【1年分の自己負担額の計算期間は、8月1日から翌年7月31日までです】

（注1）世帯全員が住民税非課税である方

（注2）世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または高齢福祉年金を受給している方

高額介護合算療養費

①と②の自己負担額を合計し、
下表の基準額を超えた分が支払われます



医療費通知の送付を 希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、皆様の医療費を半年ごとにご通知、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。次回の発行は、3月（平成23年7、12月の医療費を対象）に行います。

■新たに発行をご希望の方は？

- 新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または町住民福祉課住民保険グループへご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。
- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請などの手続きをされる必要はありません。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

北海道後期高齢者医療広域連合
011(290)5601
町住民福祉課住民保険グループ
7508 (ダイヤルイン)

みんなで支え合う!! 介護保険制度

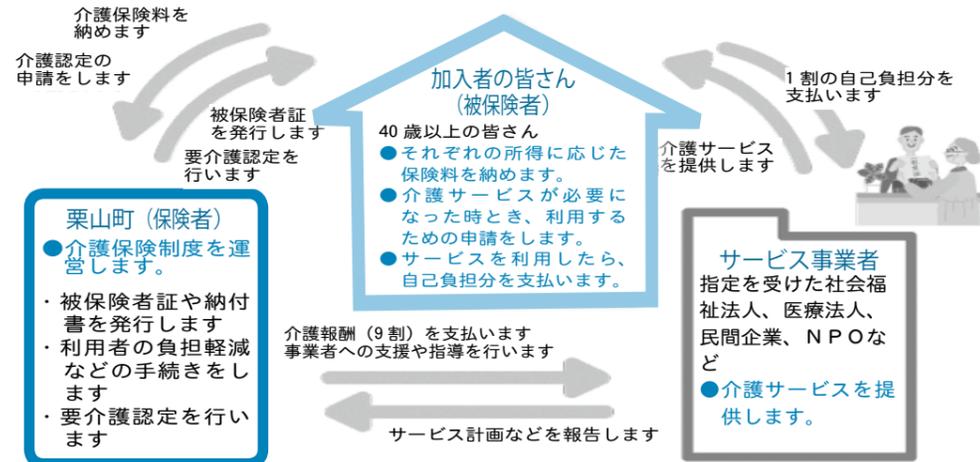
介護が必要になっても安心して自分らしく暮らせる…。そんな「老後」を誰もが望んでいます。日本では、介護が必要な高齢者が急速に増えています。介護する人の高齢化も進んでおり、家族だけで介護することは難しくなっています。そこで、平成12年に生まれたのが「介護保険制度」です。



介護保険制度の仕組み

介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても自立した生活ができるよう、家族だけでなく社会全体で支える仕組みです。

制度の運営（保険者）は栗山町が行い、40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったとき、かかる費用の1割の自己負担でサービスを利用することが出来る仕組みになっています。



40歳以上の皆さんが 被保険者となります

■65歳以上の人は「第1号被保険者」
介護が必要であると認定された人は、どんな病気やけががもたらしているにしても、介護サービスを利用することが出来ます。

■40歳から64歳の人は「第2号被保険者」
医療保険（健康保険）に加入している人で、老化などが原因とされる病気がもとで介護が必要であると認定された人は、介護サービスを利用することが出来ます（例えば、事故などが原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）。

保険料を納めて、みんなで介護保険の制度を支えます

皆さんに納めていただく保険料は、介護保険制度の大切な財源となります。介護保険料は、所得に応じて決まります。しかし、収入が少ないなどの事情がある場合、保険料を軽減・減免する制度もあります。

介護保険で介護サービスを利用するには

介護保険サービスの利用までの流れ まず、地域包括支援センター（☎☎2255）にご相談を！

